

令和6年度 茂原市

保育所等利用申込案内



〒 297 - 8511

茂原市道表1番地 茂原市役所 2階

福祉部 子育て支援課 保育係

0475 - 20 - 1573 (直通)

市公式ウェブサイト内

「令和6年度の保育所等入所受付について」

URL : <https://www.city.mobara.chiba.jp/0000006118.html>



【目次】

1. クラス編成について	1
2. 認定について	2
3. 必要書類について	4
4. 申込みの流れ	6
5. 保育料・給食費（副食費）について	1 3
6. お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ	1 6
7. 食物アレルギー、宗教上食べられない食品がある場合の対応について	1 7
8. 保育所等 Q & A	1 7
9. 一時預かり保育事業について	2 2
10. もばらファミリー・サポート・センターについて	2 3
11. 茂原市内の保育施設	2 4

1. クラス編成について

保育所等の学年編成は、4月1日時点満年齢によって区分されます。

令和6年度のクラス編成は、次のとおりです。

基本的に、年度の途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

クラス	児童の生年月日
5 歳児	平成 3 0 (2018)年 4 月 2 日 ~ 平成 3 1 (2019)年 4 月 1 日
4 歳児	平成 3 1 (2019)年 4 月 2 日 ~ 令和 2 (2020)年 4 月 1 日
3 歳児	令和 2 (2020)年 4 月 2 日 ~ 令和 3 (2021)年 4 月 1 日
2 歳児	令和 3 (2021)年 4 月 2 日 ~ 令和 4 (2022)年 4 月 1 日
1 歳児	令和 4 (2022)年 4 月 2 日 ~ 令和 5 (2023)年 4 月 1 日
0 歳児	令和 5 (2023)年 4 月 2 日 ~

2. 認定について

【教育・保育給付認定の種類】

保育所や幼稚園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

教育・保育給付 認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園 ^{※1} 、認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 小規模保育事業

※1 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園となります。(令和5年10月1日現在、茂原市内では新茂原幼稚園・エンゼル幼稚園・ふたば幼稚園)

※2 認定した後に希望施設(保育所など)の利用可否を決定するため、認定を受けた場合であっても、希望施設の利用(保育所などの入所)ができるとは限りません。

【施設・事業の種類について】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。また地域における子育て支援の場を設けています。
小規模保育事業	3歳未満のお子さんを対象に、少人数(6~19名)による保育を行う施設です。

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の必要量によって更に『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかの認定を受けるようになります。

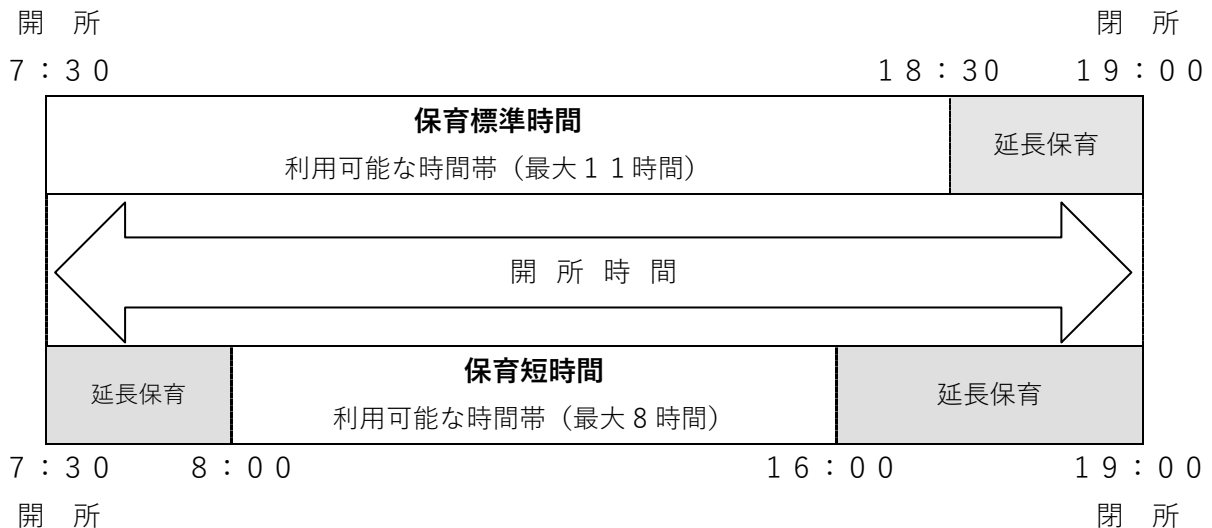
認定区分	保育の必要量	預かり時間
保育標準時間	1か月あたり120時間以上の就労	最大11時間まで (フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間	1か月あたり60時間以上、120時間未満の就労	最大8時間まで (パートタイム就労を想定した利用時間)

※ 預かり時間を超えた時間が延長保育時間となります。(別途延長保育料がかかります。)

※ お子さんの年齢や健康・発達状況によっては、「保育標準時間」の認定を受けた場合でも、「保育短時間」と同等のご利用をお願いする場合があります。

各認定区分で認定を受けた場合であっても、保護者の就労等の実態に即した「保育を必要とする時間」での利用となります。

◆イメージ（公立保育所の場合）※施設により異なります。



【保育を必要とする事由】

2号・3号認定の申請をする際は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認させていただきます。

「保育を必要とする事由」として認められるのは、次の項目です。

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻

◆70歳未満の同居人（祖父母・中学校卒業以上の兄弟・おじ・おば等）

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※父・母のどちらか一方が単身赴任等で別居している場合も「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由		利用時間	
		標準時間	短時間
① 就労	居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。（月60時間以上の就労）	○	○
② 出産の前後	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。（出産予定日をはさんで、約前2か月、後3か月以内）	○	○
③ 疾病・障害	保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。（保育が困難と認められる場合。）	○	○
④ 同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族等を常時、介護・看護していること。	○	○
⑤ 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害の復旧に当たっていること。	○	○
⑥ 求職中・起業準備	求職活動（起業の準備も含む）を継続的に行っていること。入所している際、3か月以内に就労を開始することが条件。	-	○
⑦ 就学	通学していること。（学校教育法に規定された学校等、職業訓練校における職業訓練） ※通信教育は入所理由に該当しません。	○	○
⑧ その他	①～⑦に類する状態にあること。	状況により判断	

3. 必要書類について

【申込に必要な書類】

1～4の書類一式と状況により必要な書類

※ すでに入所している兄弟姉妹がいる場合や兄弟姉妹同時に申込みをする場合は、不要な書類もあります。
詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

必要書類			✓欄		
1	共通	茂原市子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書兼幼稚園入園願	<input type="checkbox"/>		
2		保育所等入所申込に関する状況票	<input type="checkbox"/>		
3		アレルギーチェック票（後日、アレルギー面談を行います）	<input type="checkbox"/>		
4	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書		父	母	
①	就労 (月60時間以上の就労)	会社勤め (被雇用者)	1. 就労(内定)証明書 ※ 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に就労証明書の提出が必要になります。 ※ 勤務先が複数ある場合は、それぞれ提出してください。 2. シフト表(シフト勤務・変則勤務の方)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自営業	1. 就労(内定)証明書 2. 事業を確認できる書類(青色申告書の写し、開業届の写し、営業証明書、チラシ等開業が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		内職	就労証明書または任意書式による証明 (雇用主による証明に限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		農業	1. 農業申立書 2. 課税状況のわかる書類(申告書等の写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	出産の前後	母子手帳など出産予定日がわかる部分の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③	保護者の疾病・障害	1. 病気等申立書 2. 診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④	同居親族等の介護・看護	1. 介護申立書 2. 介護を受ける同居親族の診断書または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳・介護保険証・難病医療証の写し、ケアプランなど	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤	災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥	求職活動・起業準備	求職(起業)申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦	就学	合格通知(就学前の場合)または在学証明書もしくは学生証(顔写真付き)、カリキュラム(時間割)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧	その他	状況により依頼いたします	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注) ご提出いただいた就労証明書に基づき、就労実態を事業所に伺う等の調査を行う場合があります。

注) 茂原市民の方が市外の施設利用を希望する場合は、茂原市での申込みになります。申込期間は希望する施設の市区町村によって異なりますので各市区町村にお問い合わせください。

【状況に応じて提出が必要な書類】

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の夫・妻

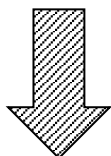
◆70歳未満の同居人（祖父母・おじ・おば等） ◆申請児童 ◆申請児童の兄弟姉妹

家庭の状況		必要な書類	√欄
5	70歳未満の同居親族がいる場合 (<u>祖父母以外も含む</u>)	同居親族が児童を保育することができないことを証明する各種証明書 (同居をしていない場合でも同住所の場合必須) (P4表の4①～⑧を参照)	<input type="checkbox"/>
6	離婚調停中で父または母の一方と別居している場合	事件係属証明書または呼び出し状、調停期日通知書	<input type="checkbox"/>
7	市内の保育施設等で勤務する場合	保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し (認定こども園の場合は、両方の写しが必要)	<input type="checkbox"/>
8	同居世帯に障害者(児)がいる場合	・家族状況確認票 ・身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し	<input type="checkbox"/>
9	国民年金の障害基礎年金を受給している方が同一世帯にいる場合	家族状況確認票および国民年金・厚生年金保険年金証書の写し	<input type="checkbox"/>
10	児童扶養手当を受給している場合	家族状況確認票および児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
11	特別児童扶養手当の支給対象児童	家族状況確認票および特別児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
12	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書の写し	<input type="checkbox"/>
13	保護者が育児休業からの復職のため、保育所等の利用を申込み場合	就労証明書の育児休業期間欄に期間を記載または育児休業証明書等育児休業期間が記載されているもの ※ 雇用主による証明	<input type="checkbox"/>
14	就学前の兄弟姉妹が他の施設に通園している場合	幼稚園等の在園証明書	<input type="checkbox"/>
15	就学前の兄弟姉妹が認可外保育施設などに入所、または別居の親族等に保育されている場合	就学前児童保育可能理由書	<input type="checkbox"/>
16	茂原市外の施設の利用を希望する場合	子育て支援課へ直接お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
17	転出により市外の施設の利用を希望する場合	子育て支援課へ直接お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>

- ・必ず茂原市指定の書類にご記入のうえご提出ください。
- ・書類提出後に、確認事項がある場合などは、ご連絡のうえで新たな書類の提出を依頼します。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は提出前にコピーをお取りください。
- ・消せるボールペン等書き換えの可能な筆記用具は使用しないでください。

4. 申込みの流れ

申請書の提出（教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書兼幼稚園入園願）



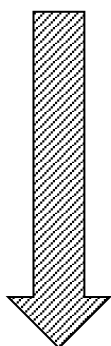
- ・ 教育・保育給付認定は、保育の必要な事由により、保育の必要性を認定するための申請です。
- ・ 郵送・FAX 等での申込みの受付は、行っておりません。
- ・ 書類不備の場合は、利用調整の対象とならないことがあります。

確認・調査



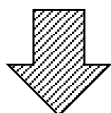
- ・ 保育の必要性の有無を確認します。（電話、訪問により調査する場合があります。）

給付認定可否決定通知書交付



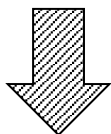
- ・ 認定された方には、給付認定可否決定通知書を発行します。子どものための教育・保育を受ける資格を有することを認定した証明書です。大切に保管してください。
 - ・ 利用調整結果通知と同日に送付予定です。（4月入所については1月中旬頃）
- 【注意】給付認定可否決定通知書の交付は、保育施設入所承諾書ではありません。入所の可否については、利用調整結果通知によって通知します。**

保育所等の利用調整

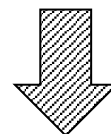


- ・ 申込み状況や、保育施設の空き状況に応じて市が調整を行います。

利用調整結果通知

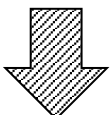


- ・ 電話での問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 利用希望申込みの最初の月のみ、入所の可否に関わらず文書で通知します。



内定通知

保留通知



- ・ 各園にて行われる入所説明会等にご参加ください。

入所

- ・ 入所は毎月1日となります。
- ・ 入所後「利用承諾書」および「保育料決定通知書」を送付します。

① 申請書の提出

<申請書類の配布場所>

- ・ 茂原市役所 2 階子育て支援課の窓口及び公立保育所（土日祝日を除く）
 - ※ 茂原市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。
 - ※ 一部私立保育施設でも配布しておりますので、各施設へお問い合わせください。

<申請場所>

- ・ 入所希望時期や入所希望施設によって異なりますので、詳しくは P 8、9 をご覧ください。
 - ※ 郵送等での申込みの受付は、行っておりません。

【申込時の注意事項】

- ・ 集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由では申込みできません。
- ・ 同一世帯に 2 人以上の就学前児童がいる場合、保育の必要性は皆共通しているとみなされることから、原則として全ての児童が保育所等の利用申込みをしていただくこととなります。育児理由での保育所等の利用はできません。
- ・ 茂原市に居住（住民登録）していることが条件です。
 - ※ 茂原市に住民登録のない方は、住民登録のある市区町村からお申込みください。
- ・ お子さんの病気等で集団保育が困難なときは、利用できない場合もありますので、あらかじめご相談ください。状況に応じて診断書を提出していただく場合があります。（通院・服薬中、アレルギー等がある場合は、必ず「保育所等入所申込に関する状況票」に記入してください。）
 - ※ 代理人が申し込む場合は、子育て支援課へご相談ください。
- ・ 申請の内容と事実が異なる場合、入所の内定・決定を取り消す場合があります。

第一次申込受付場所・日時

◆ 第1希望が公立保育所の方

- ・ 保育所では申込受付を行いません。
- ・ 当日は面談を予定していますので、お子さんを必ずお連れください。

※ お子さんの状況等によっては、再度面談をお願いする場合がありますのであらかじめご承知おきください。

受付場所	受付日時	
市役所 1階 102 会議室	11月20日(月)～24日(金) ※ 祝日を除く	午前：9時～11時30分
	11月26日(日) ※ 日曜開庁	午後：13時～16時

◆ 第1希望が私立保育園等の方

- ・ 受付場所は、第1希望の保育施設となります。
- ・ 当日は面談を予定していますので、お子さんを必ずお連れください。

【高師保育園】 電話番号：22-2419

受付日	受付時間
11月8日(水)、9日(木)	9時～11時(保育を希望)、13時～15時(保育を希望)
11月10日(金)	9時～11時(教育を希望)、13時～15時(保育を希望)
11月11日(土)	9時～11時(保育を希望)

※ 申込受付は**予約制**で行います。

電話予約受付時間 平日9時～16時

※ 体調の悪い方は、申込受付当日の朝(8時以降)にご連絡ください。

【東茂原保育園】 電話番号：23-6513

受付日	受付時間
11月9日(木)、10日(金)	9時～11時30分、13時30分～15時
11月11日(土)	9時～12時

【認定こども園アップル幼稚園】 電話番号：24-6685

受付日	受付時間
11月1日(水)	9時～12時(教育を希望)
11月1日(水)～30日(木) ※ 土日祝日を除く	13時～15時(保育を希望)

※ 申込受付は**予約制**で行います。

電話予約受付時間 平日10時～16時

【公私連携幼保連携型認定こども園 ほのおかこども園】 電話番号：44-6821

受付日	受付時間
11月7日(火)	9時～11時(教育を希望)、13時～15時(教育を希望)
11月9日(木)、10日(金)	9時～11時(保育を希望)、13時～15時(保育を希望)

※ 申込受付は**予約制**で行います。

電話予約受付時間 平日10時～16時

【公私連携幼保連携型認定こども園 もばら空と杜のこども園】 電話番号：47-2880

受付日	受付時間
11月1日(水)	9時～11時(教育を希望)、13時～15時(教育を希望)
11月6日(月)、7日(火)	9時～11時(保育を希望)、13時～15時(保育を希望)

※ 申込受付は**予約制**で行います。

電話予約受付時間 平日10時～16時

【小規模保育事業 はぐくみ】 電話番号：22-8187

受付日	受付時間
11月14日(火)	9時～11時

第二次申込受付場所・日時

◆ **第1希望が公立・私立にかかわらず以下のとおり申込受付を行います。**

受付場所	受付日時	
市役所 102 会議室 (1階)	令和6年1月22日(月)、23日(火)	9時～16時

- ・ 入所については、すでに受付が終了している一次受付の対象者を優先するため、受け入れ枠には限りがありますので、ご了承ください。
- ・ **当日は面談を予定していますので、お子さんを必ずお連れください。**

※ お子さんの状況等によっては、再度面談をお願いする場合がありますのであらかじめご承知おきください。

令和6年度保育所等途中入所申込

利用希望月	締切日	備考
令和6年5月～ 令和7年1月まで	<u>入所希望月の前々月末</u>	※ 入所希望月の前々月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の開庁日が締切日となります。 <u>申請場所は、茂原市役所2階子育て支援課のみとなります。</u>
令和7年2月・3月	令和6年12月27日(金)	

- ・ 申込みは随時行っておりますが、入所日は原則として毎月1日です。
- ・ 途中入所の利用調整の時期は、毎月15日頃です。

② 確認・調査

- 申請された書類の確認をします。提出書類に不明な点がある場合は、保護者や雇用主に電話などで就労等の状況を確認させていただく場合があります。

書類がそろわない場合は、教育・保育給付認定の対象外となり、利用調整を行うことが出来ませんのでご注意ください。

【申込後の注意事項】

- 申込み内容に変更等があった場合や、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、子育て支援課にご連絡ください。
- 出産を事由として利用申込みを行っている場合は、認定の有効期限が限られていることから、認定期間の満了をもって保育所等の利用申込みの有効期限も終了となり、それ以降の利用調整が行われなくなります。認定期間満了後も継続して保育所等の利用を希望する場合には、新たな「保育を必要とする事由」が確認できる証明書と「茂原市子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書」をご提出ください。

③ 保育所等の利用調整（利用可否の決定）

教育・保育給付認定後に、保育所等の利用可否が決まります。

保育所等の利用可否は、申込みの順番で決定するものではありません。

- 認定申請書および保育を必要とする事由を証明する書類の内容に基づき、保育の必要性の度合を指数化した上で総合的に判断し、利用希望施設への利用調整を行います。（利用申込締切日が基準日です。）指数の基準については、P11「茂原市保育所等利用調整基準早見表」をご覧ください。
- 希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申込みをされてもご希望に添えないことがあります。なお、定員設定の人数からみて空きがある場合でも、保育施設の状況などにより入所できない場合もあります。
- 申込書に記載いただいた施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、第2希望以下の施設についても申込書へご記入ください。

④ 利用調整結果の通知

- 4月第一次受付で申込みの方については、申込みされた全員の方に令和6年1月中旬に文書で通知します。電話での連絡はいたしません。
- 4月第二次受付で申込みの方については、4月第一次受付で入所保留になった方等を含め、申込みされた全員の方に令和6年2月下旬に文書で通知します。電話での連絡はいたしません。
- 途中入所申込みをし、利用内定された方には、電話で連絡をするとともに、文書（入所の内定について）を送付します。
- 個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えしません。

●入所保留になった方

- 利用申込書に記入された利用月のみ、その結果について、文書（入所保留通知書）を送付します。
- 翌月以降も引き続き年度内は利用調整を行いますので、申込書を毎月提出していただく必要はありません。希望施設への利用が可能となりましたら、電話にて連絡するとともに、文書（入所の内定について）を送付します。翌年度以降も利用調整を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。

茂原市保育所等利用調整基準早見表

令和6年度入所希望用

1.保護者の状況点(父母それぞれの点数を合算する)

項目		点数	
居宅外就労	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	9
		1日6時間以上の就労	8
		1日4時間以上の就労	7
	勤務日数月15日以上	1日8時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	上記以外で月60時間以上の就労		5
居宅内就労	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	勤務日数月15日以上	1日8時間以上の就労	7
		1日6時間以上の就労	6
		1日4時間以上の就労	5
	上記以外で月60時間以上の就労		4
	出産	出産前後(出産予定日の8週間前から出産8週間後の翌日が属する月の末日まで)	9
	疾病 ・ 障がい等	おおむね1か月以上の入院	10
		就床安静を要する場合(おおむね1か月以上)	9
家庭での保育が一部困難と認められる場合		8	
身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害手帳 1・2級		9	
看護 ・ 介護等 (同居の親族等)	身体障害者手帳 3～6級、療育手帳B、精神障害手帳3級	8	
	おおむね1か月以上の入院に常時付き添っている場合	9	
	要介護認定 3～5、身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A	9	
	要介護認定 1・2、身体障害者手帳 3・4級、療育手帳B	6	
災害復旧	要支援認定と同程度と判断できる場合	5	
	災害復旧従事	10	
通学 ・ 就学	就学就労に係る技能習得等(週5日以上40時間以上)	8	
	就学就労に係る技能習得等(週4日以上30時間以上)	6	
	就学就労に係る技能習得等(週3日以上20時間以上)	4	
	上記以外の就学・就労に係る技能習得等	3	
育児休業中		2	
求職中		1	
上記以外で明らかに保育に当たれないものとして市長が認める場合		実地調査等により基準指数を決定する	

2.調整加点点

項目		点数
世帯	父又は母が保育士資格を有しており、かつ、市内の保育所等で保育士として就労をしている場合(就労予定を含む)	+5
	母子又は父子の世帯(65歳未満の同居親族がいる場合を除く)	+3
	上記以外の世帯で生活保護世帯	+2
	上記以外の世帯で65歳未満の同居親族がいる母子又は父子の世帯	+1
	上記以外の世帯で離婚調停又は単身赴任等により保護者の一方から保育の協力を得られない世帯	+1
	父又は母が産後休暇明け又は育児休業明けの場合	+2
	生計中心者が自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中で、生活困窮の状態にあり就労の必要が高い世帯	+2
	65歳未満の同居の親族がいる場合(健康状態や就労状況等によっては適用しない)	-2
	65歳以上70歳未満の同居の親族がいる場合(健康状態や就労状況等によっては適用しない)	-1
	保護者	生計中心者以外の者の、自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る)
常態として保育所開所時間中の労働時間が3時間に満たない場合		-2
児童	児童福祉の観点から保育の利用が必要と認められた場合	+5
	希望する保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+2
	上記以外の場合で兄弟姉妹と同時に申込みをする場合(転所申込みを除く。)	+1
	保育の実施対象年齢の制限等により保育の利用継続ができない場合で、引き続き保育所における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+2
	発達支援の必要が認められた場合	+2
	市外在住者の場合(市内転入予定の場合を除く)	-6

【備考】

- ・保護者の状況点において複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の基準指数を適用する。
- ・調整加点点において同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。
- ・就労時間には、休憩時間を含む。
- ・ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準点に10点を加える。
- ・特に定めがある場合を除き、申込期限の日を基準日とする。

<同一点数時の順位>

順位	項目
1	茂原市在住者(転入予定者を含む)
2	ひとり親世帯
3	世帯収入の合算額が低い者
4	養育している未就学児の人数が多い者
5	保護者の希望する保育所等の希望順位の高い者
6	利用申込みが保留となっている期間が長い者

⑤入所

- 利用内定された方は、利用施設での面談や説明会に参加していただきます。その後、利用施設との話し合いの中で入所の準備を進めてください。
- 認定こども園、小規模保育施設については、保護者と施設で直接契約をしていただきます。保育条件や実費徴収金などをふまえて、お子さんを預かる・預けるという双方の意思（合意）を確認します。

【利用決定後・利用開始後の注意事項】

- 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、利用解除（退所）となります。
- 家庭状況（住所や勤務先、就労状況等）が変わった場合は、施設及び子育て支援課へご連絡ください。
- 就労状況等、保育の必要性の事由について確認するため、利用開始後も随時担当者が調査に伺うことがありますので、ご協力ください。なお、申請書類の内容に偽りが判明した時は、利用決定後であっても、内定の取り消しあるいは利用を解除することや、保育料等を変更し遡って徴収・還付する場合があります。
- 4月入所の児童については最初の1週間、給食の提供はありません。（公立保育所のみ。私立保育施設については、各施設にご確認ください。）

● 利用施設の変更を希望する場合

- 利用施設の変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく利用者を決定するにあたり、保育の必要性の高い児童から利用を承諾することになります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。
- 利用施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設には新たな利用者をご案内するため、元の施設には戻れません。また、元の施設での利用状況について、新たな利用施設に情報提供を行うことがあります。

● 慣らし保育について ※利用開始日より前に慣らし保育をすることはできません。

- 施設利用当初から慣れない環境で1日過ごすことは、お子さんにとって大変負担になります。お子さんの負担を軽減するため、施設との話し合いにより、保育時間を徐々に延ばして慣らししていきます。
- 慣らし保育は入所後から始まり、期間はお子さんの状況により各施設が判断します。
- 慣らし保育の期間中は、お子さんのお迎えが早くなりますので、ご注意ください。
- 利用開始日は基本的に月の初日ですが、保護者が育児休業から復帰する場合は復帰日の原則1～2週間前（1～2週間前が前月になる場合は当月初日）となります。（公立保育所のみ。私立保育園、私立認定こども園、小規模保育施設については各園にご確認ください。）
- すでに在園中の児童が他園に転園した場合でも、転園先の施設において慣らし保育が必要です。

● 継続入所について（現況届）

- 入所しているお子さんの保育が継続して必要な場合は、継続入所の手続きが必要となります。手続きにつきましては、毎年7月頃に保育施設を通じてお知らせいたします。
- 期限内に手続きをされない場合には、**継続通園の意思および要件が確認できないため、通園期間が終了し退所となります**のでご注意ください。

5. 保育料・給食費（副食費）について

● 保育料（P15「令和6年度保育料表」参照）・給食費（副食費）

- ※ 「保育料（利用者負担額）」は、国が定める基準額が改正されるときは、変更されることがあります。
- ・ 保育所等を利用する 3 歳児クラス ～ 5 歳児クラスまでのすべての児童、市区町村民税非課税世帯の 0 歳児 ～ 2 歳児クラスまでの保育料は 0 円です。
- ・ 3 歳児～5 歳児クラスの給食費（副食費）は、月額 4,500 円（私立は異なる場合があります）です。
 - ※ 給食を提供する日数に応じた日割り等はいりません。0 歳児 ～ 2 歳児クラスの方が、お弁当持参等により、給食の提供を受けない場合でも、保育料の減額や免除はありません。
 - また、3 歳児 ～ 5 歳児クラスの方が一部でも給食の提供を受けた場合は、給食費（副食費）を定額（月額 4,500 円）ご負担いただきます。

● 給食費（副食費）の徴収免除制度

- ・ 以下①、②、③に該当する方は、給食費（副食費）を免除します。（主食費は免除の対象になりません）
 - ① 年収 360 万円未満相当の世帯の児童
 - 2 号認定子どもの場合：市区町村民税所得割額 57,700 円未満（要保護世帯の場合 77,101 円未満）
 - ② 全所得階層の第 3 子以降の児童
 - ※ 第 3 子以降とは、小学校就学前児童のうち、指定施設（P15 ※2）を利用する児童の数です。
 - ③ 全所得階層の第 5 子以降の児童
 - ※ 児童の年齢制限なし
- ・ ①、② に該当する方は、免除の手続きは必要ありません。該当した方へは、利用している保育所・認定こども園を通じてお知らせします。
- ・ ③ に該当する方については、請求書の申請等のお手続きが必要となります。該当となる方は、子育て支援課へご連絡ください。

● 保育料・給食費（副食費）の算定対象者

保育料及び給食費（副食費）算定上の扶養義務者は、原則父母です。また、同居している祖父母等がいる場合には、父母の税額により祖父母等が保育料及び給食費（副食費）算定上の扶養義務者となる場合があります。（父母が非課税の場合など）

- ※ 父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、保育料算定上の扶養義務者となります。戸籍謄本等の書類提出をお願いする場合があります。
- ※ 同居祖父母等の税額によりに算定する場合は、合算額ではなく、税額が高い方のみでの算定になります。

【 税額 】

保育料及び給食費（副食費）は、児童の父母等の前年度市区町村民税額または当該年度分市区町村民税額の合算額より算定します。以下のとおり 9 月分より算定に用いる税額年度が切り換わるため、年度途中で保育料額や給食費（副食費）の徴収可否が変更となる可能性があります。

利用月	算定基準となる市区町村民税該年度
4 月 ～ 8 月	前年度の市区町村民税 例) 令和 6 年 4 月 ～ 8 月の保育料：令和 5 年度の市区町村民税額より算定
9 月 ～ 翌 3 月	当年度の市区町村民税 例) 令和 6 年 9 月 ～ 令和 7 年 3 月の保育料：令和 6 年度の市区町村民税額より算定

- 保育料及び給食費（副食費）を算定する際の所得割額計算に、税額控除（住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等）は適用されません。
- 所得申告（収入なしも含む）されていない方は、申告手続きが必要です。
- 保育料額や給食費（副食費）の徴収可否決定後に住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度**として、遡って保育料額や給食費（副食費）の徴収可否を変更します。**現年度を過ぎて税更正が分かった場合には再算定を行うことはできません。**
- 税額や家族の状況等が変更になった場合は、保育料額や給食費（副食費）の徴収可否も変更となる可能性がありますので早めに子育て支援課へお知らせください。

● 多子軽減の対象者

- 同一世帯において2人以上の児童が保育施設等に入所している場合は、第2子の保育料は「半額」とし、第3子以降は「無料」となります。
- 3人以上の生計を一にする児童がいる世帯については、保育料の減額が適用される場合があります。
- 私立幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援施設等を利用している兄弟がいる場合は、弟妹の保育料について減額を適用しますので在園証明書等を提出してください。

● 保育料・給食費（副食費）の納付について

- 茂原市では、公立保育所の保育料及び給食費（副食費）と私立保育園の保育料について、利用者の方全員を対象に、口座振替の利用をお願いしています。認可保育所等利用決定時に茂原市口座振替依頼書を配布いたします。必要事項をご記入のうえ、子育て支援課または利用する認可保育所等にご提出ください。
- 口座振替領収書は発行できませんので、通帳等でご確認ください。なお、通帳等には保育料と給食費（副食費）を合わせて「モバラシホイクショホイクリョウ」と記載されます。
- 認可保育所等の保育料・給食費（副食費）の納付期限は、毎月月末となっております。（末日が土曜日または日曜祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。）必ず納付期限内にお支払いください。
- 私立保育園の給食費（副食費）及び認定こども園、小規模保育施設の保育料等につきましては、直接施設への支払いとなります。支払い方法や支払い期限につきましては、各施設にお問い合わせください。

● 延滞について

- 納付期限内に納付がない時は、督促・催告の発送の他、市役所職員が電話や自宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、児童手当からの特別徴収（児童手当法第22条）や財産調査・差押え等を行うことがあります。
- 必要に応じて、保育施設に保育料の収納・滞納情報の提供を行います。

令和6年度保育料表

3歳児クラス～5歳児クラス・・・無料

0歳児クラス～2歳児クラス・・・下表のとおり

表① 保育料表

階層と市区町村民税額		利用者負担額（保育料）月額		【多子軽減】 ^{※1} 子どもの数の算出方法
階層	定義	0歳児～2歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0円	0円	所得割額が 57,700円未満
B	非課税世帯	0円	0円	
C1	均等割額のみ課税	12,000円	11,700円	
C2	所得割額 48,600円未満	16,000円	15,700円	
D1	所得割額 54,600円未満	19,000円	18,600円	子どもの年齢制限なし
D2	所得割額 60,600円未満	20,600円	20,200円	
D3	所得割額 78,600円未満	28,000円	27,500円	所得割額が 57,700円以上
D4	所得割額 97,000円未満	30,000円	29,400円	
D5	所得割額 135,100円未満	42,000円	41,200円	小学校就学前の 子どものうち、 指定施設 ^{※2} を利用 する子どもの数
D6	所得割額 169,000円未満	44,500円	43,700円	
D7	所得割額 301,000円未満	59,000円	57,900円	
D8	所得割額 301,000円以上	65,000円	63,800円	

※1 小学校就学前児童が複数いる場合、第2子以降は「半額」（10円未満切捨て）、第3子以降は「無料」です。

ただし、税額や子どもの年齢、施設の利用状況により該当しない場合があります。何番目の子であるかのカウントは、「子どもの数の算出方法」により判定します。

※2 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等

表② 低所得のひとり親世帯や在宅障害者（児）のいる世帯等は、下表が適用になります。

定義	0歳児～2歳児クラス	
	保育標準時間	保育短時間
表① C1階層である世帯	3,800円	3,700円
表① C2階層である世帯	5,100円	5,000円
表① D1階層である世帯	6,100円	5,900円
表① D2階層である世帯	6,600円	6,400円
表① D3階層のうち、 市区町村民税所得割額が77,101円未満である世帯	9,000円	8,800円

※ 第2子以降の保育料は「無料」です（子どもの年齢制限なし）。

表③ 茂原市が行っている多子軽減（子どもの年齢制限なし）

※ 次表の区分により計算した額または表①の【多子軽減】により得た額のいずれか低い金額が適用となります。

階層	第3子	第4子	第5子以降
表① C1階層～D8階層である世帯	4分の3に該当する額	半額	無料

- 4月1日時点の年齢を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。（2歳児クラスの方が、年度途中で誕生日を迎えても、その年度末までは保育料がかかります。）
- 保育料は、1か月単位となっております。月の1日現在に保育所等に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月の途中で退所した場合でも、保育料は日割り計算されません。
- 公立保育所に在園するお子さんが欠席する場合、月の初日から当月末日まで給食を停止する場合に限り、給食費（副食費）はかかりません。
- 公立・私立での保育料に違いはありません。ただし、施設によっては、保育料とは別に費用（園服や園帽子代、かばん代、教材費等）を徴収しているところがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。
- 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料がかかります。なお、施設によって金額は異なります。
- 保育料及び給食費（副食費）は、保護者や同居の方の課税額により算定（算定対象者は、P13参照）するため、母子・父子家庭でも、課税額がある場合は原則保育料がかかります。給食費（副食費）は徴収対象です。

6. お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ

「言葉が遅れているのでは?」「落ち着きがなくて心配だ。」「身体に障害があるが、保育所等に通えるのか?」

上記のことで、保育所等の入所に心配があるお子さんについて、市では面談などを実施して、お子さんの状況を確認させていただくとともに、入所先や入所時期等について保護者様と話し合いを行います。

入所にあたっては、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要となるなど、特別な配慮が必要である場合、施設の空き状況に関わらず、施設側での受け入れ体制が整うまでの間、入所を保留させていただくこととなります。保育所等が集団生活の場であることや療育機関ではないことを踏まえ、保護者様にはご理解・ご協力をお願いします。

- 利用申込みにあたり、療育・定期的な通院など行っているお子さんについては、提出書類である「保育所等入所申込に関する状況票」にお子さんの状況を漏れなく記入してください。
- かかりつけ医師からの診断書や所見を提出していただく場合があります。障害者手帳・療育手帳等をお持ちの場合は、内容を確認させていただきますので、申込み時にお持ちください。
- 特別な配慮が必要なお子さんについては、8:00～16:00の範囲内での保育を実施させていただく場合がありますので、ご了承ください。

7. 食物アレルギー、宗教上食べられない食品がある場合の対応について

食物アレルギーの給食対応は、主治医の指示のもと除去食・代替食の提供を可能な範囲で行っています。アレルギー対応の手続きについては、利用決定後に保育所等で行われる説明会等でお知らせします。

なお、公立保育所では、主治医の生活管理指導表が提出され、アレルギー面談が終了した後に給食が提供されます。提供開始までは、お弁当持参となりますのでご了承ください。また、アレルギーの状況により、お弁当持参をお願いすることもあります。

宗教上食べられない食品がある場合は、状況によりお弁当持参となることがありますので、ご了承ください。

施設により対応方法が違いますので、ご不明な点は利用申込前に各施設もしくは子育て支援課にお問い合わせください。

なお、保育料・給食費（副食費）について、0歳児～2歳児クラスの方が、お弁当持参となった場合でも、保育料の減額や免除はありません。また、3歳児～5歳児クラスの方で一部でも給食の提供を受けた場合は、給食費（副食費）を定額（月額4,500円）ご負担いただきます。

8. 保育所等Q & A

給付認定について

Q1 教育・保育給付認定の有効期限は、いつまでですか？

A1 1号認定（教育標準時間）を受けた場合は、教育・保育給付認定が効力を生じた日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。

2号認定（満3歳以上・保育）を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、3号認定（満3歳未満・保育）を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前々日までの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

Q2 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A2 保育必要量は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。

ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労など実態に応じたものとなるため、保護者が育児短時間勤務等の制度を利用しているなど、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。

Q3 「保育短時間」と認定されましたが、送迎が間に合いません。「保育標準時間」に変更できますか？

A3 就労事由の場合、保護者が月120時間以上の就労をすることが就労証明書にて確認できない場合、自動的に「保育短時間」の認定となります。ただし、通勤時間を考慮し「保育標準時間」を希望される場合は、子育て支援課にご相談ください。

Q 1 利用施設の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

A 1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数の高い児童から順に利用調整を行います。点数の同じ児童が複数いる場合には、第1希望施設から順に利用調整を行いますので、希望施設の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。

ただし、保育施設ごとの利用調整ではないため、「1か所のみ希望だから入りやすい」ということや、「第2希望以降だから不利になる」ということはありません。希望保育施設は、通いたい順に、通える範囲内でなるべく多くご記入ください。

Q 2 現在、求職中ですが、利用申込みすることができますか？

A 2 求職中であっても保育所等の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。認定期間は3か月間となりますが、期間満了後も利用調整を行い、保育所等の利用が決定した際に、改めて利用開始から3か月間の認定を行います。なお、利用開始後3か月以内に月60時間以上の就労内容が確認できる就労証明書が提出されない場合は、その月末をもって利用解除（退所）となります。

Q 3 申込み後に、希望園の変更はできますか？

A 3 申込み後に変更をする方は、新たな希望園を各月の締切日までに子育て支援課へお知らせください。

Q 4 兄弟姉妹同時の利用申込み希望ですが、何か注意点はありますか？

A 4 茂原市では兄弟姉妹別々の利用希望施設の利用調整を基本的には行っておりません。兄弟姉妹同時の利用申込みをする場合には、利用希望施設は兄弟姉妹ともに同じ施設をご記入ください。

既に上のお子さんが保育施設等の利用をされている場合には、上のお子さんと同じ施設の利用調整をすることになります。

ただし、兄弟姉妹別施設でも保護者の方の送迎等で問題ない場合は注意事項に同意のうえ、お申込みいただくことは可能です。

Q 5 入所申込み・転園申込みを取り下げることができますか？

A 5 申込みの取り下げは可能です。茂原市子育て支援課に電話連絡後、速やかに「保育所等利用申込み辞退届」を提出してください。5月～3月申込は申込締切日（P9）の3営業日後まで、4月第一次申込は令和5年12月15日（金）まで、4月第二次申込は令和6年2月2日（金）までにご連絡ください。なお、取下げ後に再度保育所等への入所を希望する場合は、改めて申込書類一式を提出してください。

Q 6 今度生まれる子の令和6年度中の利用を申込みたいのですが、申込締切後の出産予定です。予約申込みはできますか？

A 6 申込み時点で茂原市に住民登録が無い場合、お申込みはできません。

Q 7 保育所等の利用決定後に辞退した場合、再度利用申込みすることはできますか？

A 7 辞退（キャンセル）されたことによる再申込みの制限はありません。

Q 8 保育所等に入所できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A 8 利用申込書に記入された利用月のみ、その結果について文書で通知します。入所保留となった場合、翌月以降も入所を希望する場合は、年度内に続けて新たな申込みをする必要はありません。翌年度（4月以降）も引き続き入所を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。

なお、就労・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、子育て支援課まで必ずご連絡ください。状況に応じて、提出が必要な書類をご案内します。その際、給付認定の内容に変更が生じることがあります。就労等の状況変更について連絡がないまま、利用調整において保育所等の利用承諾を受けた場合は、利用承諾が取り消されることがあります。

Q 9 選考結果は、毎月送られてくるのですか？

A 9 選考は毎月行いますが、結果については、最初の入所希望月のみ通知いたします。その後は、入所が可能となった場合のみ通知いたします。

Q 10 入所保留通知書が届きました。翌月以降も引き続き保留の場合、通知は発行されますか？

A 10 結果の通知は、Q 9 のとおりのため、引き続き保留の場合、保留通知の発行はございません。引き続き保留の方が申込月以外の保留通知の発行をご希望の場合、再度発行希望月の申込みが必要です。提出書類一式を申込締切日（P 8・9）までにご提出ください。

Q 11 第2希望以下の保育所等で利用を開始した場合、第1希望の施設への変更はできますか？

A 11 年度途中での利用施設の変更については、転園の手続きが必要です。転園の場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高い児童から利用を承諾することになります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。

また、施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設には新たな利用者をご案内するため、元の施設には戻れません。

なお、転園の申込みができるのは、内定した保育施設に通い始めてからです。

（例：4月入所の場合、5月転園申込可能（3月末日申込締切））

Q 12 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A 12 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用解除(退所)となります。求職活動をされる場合は、退職後速やかに届け出をし、その後原則として3か月以内に就労証明書を提出してください。実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡いただけなかった場合は、その時点で認定を取消し、利用解除(退所)となります。

Q 1 3 令和6年度中に育児休業が終了し、復職する予定です。予約申込みはできますか？

A 1 3 5月から9月入所に限り受付します（例：5月中に復職の場合、5月入所申込が可能）。申込締切日は、4月入所と同日程です。申込み対象施設は、公立保育所のみです。なお、入所内定後に、入所月中の復職ができなくなった場合には、内定取り消しとなります。

10月から3月入所につきましては、「令和6年度保育所等途中入所申込（P9）」をご確認のうえ、お申込みください。

Q 1 4 育児休業中でも保育所等の利用申込みはできますか？

A 1 4 育児休業期間中は保育の必要性が認められないため、原則として、保育所等の利用申込みはできません。ただし、育児休業期間を満了して復職するときは、利用申込みが可能です。また、入所が決定した際に、育児休業期間を切り上げて仕事に復帰される場合も、利用申込みが可能です。なお、入所月中の復職が必要となります（例：4月入所の場合、4月中に復職）。入所内定・決定後に、入所月中の復職ができなくなった場合には、内定・決定が取り消しとなりますので、事前に職場や家族とよく調整・確認の上、お申込みください。

Q 1 5 育児休業を取得する場合、既に保育施設に入所している上の子は、継続利用できますか？

A 1 5 既に上のお子さんが保育所等を利用中で、下のお子さんの育児休業に入る場合は、所定の手続きをしたうえで、上のお子さんの継続利用は可能です。継続利用期間中は、「保育短時間」の認定となります。

保育所等での生活について

Q 1 子どもが風邪を引いたときは、保育所等に預けられないのですか？

A 1 保育所等は健康な児童をお預かりする施設ですので、児童に熱等の症状があるときは、家庭で保育していただきます。病気で病状が軽度と判断され、入院を必要としない場合には病児保育を、回復期には病後児保育の利用を検討してください。

Q 2 薬を保育所等で飲ませてもらえますか？

A 2 原則として保育所等では薬を預かりません。ただし、公立保育所では、医師処方の一一定範囲の薬のみ、手続きを経てお預かりできる場合があります。私立保育園やその他の施設については、施設ごとに対応が異なりますので、各施設にご確認ください。

Q 3 感染症が治って、保育所を利用する場合に、何か書類を提出する必要がありますか？

A 3 公立保育所では医師の診察を受けたうえで、登所許可証明書を提出していただきます。用紙は各公立保育所にあります。対象となる感染症については、各公立保育所へご確認ください。私立保育園やその他の施設については、各施設にご確認ください。

Q 4 仕事が休みの日でも預けられるのですか？

A 4 保育所等は保育の必要性のある児童をお預かりする施設であり、お仕事がお休みの日については、ご家庭での保育をご協力いただいております。

茂原市に住民登録がある方の市外の保育施設への申込みについて

Q 1 茂原市外へ転出するため、転出先の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？

A 1 茂原市外の保育施設を希望する場合、申込締切や必要書類等は自治体によって異なります。転出先市区町村に、次の事項を必ずご確認ください。

- 申込みに必要な書類（茂原市の申請様式で良いか）
- 茂原市の窓口での申込みで良いか
- 申込締切日（茂原市を通した申込みの場合、締切日より10日前には茂原市に申込書類を提出してください。）

Q 2 茂原市に在住のまま、茂原市外の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？

A 2 利用調整基準や調整方法は市区町村によって異なります。転入予定がない場合の申込みへの制限を設けていることがあるため、あらかじめ茂原市子育て支援課及び利用先市区町村にお問い合わせください。利用先市区町村には、次の事項について必ずご確認ください。

- 市外から申込み可能か（申込条件に制限あるか）
- 申込みに必要な書類
- 申込締切日（締切日より10日前には茂原市に申込み書類を提出してください。）

なお、ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことなどがあります。

また、利用期間は入所した年度内となるため、翌年度も継続して利用を希望する場合は再度申請が必要となります。継続利用の可否は、利用先市区町村が決定します。結果によっては、継続利用できない場合もありますのでご承知おきください。

茂原市外に住民登録のある方の茂原市内の保育施設への申込みについて

Q 1 茂原市へ転入予定ですが、茂原市の保育施設への申込みはできますか？

A 1 茂原市に利用開始月の前月末までに転入予定の方は、お申込みいただくことが可能です。申込期限（P 8・9）までに書類一式（P 4・5）を住民票のある市区町村または茂原市子育て支援課にご提出ください。すべて茂原市の様式でお申込みください。

転入前の時点で茂原市民とみなして利用調整を行うため、必ず「転入先が確認できる書類（賃貸借契約書・土地売買契約書等の写し）等」をご提出ください。

なお、転入先の確認ができない場合、市外在住として減点適用（-6点）をして利用調整を行いますのでご了承ください。転入後は、茂原市子育て支援課で再度お手続きが必要です。

Q 2 茂原市外在住のまま、茂原市の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？

A 2 住民票のある市区町村を通してお申込みいただきます。利用調整基準等は、茂原市の基準となります。市外在住の方は、減点適用（-6点）をして利用調整を行いますのでご了承ください。

申込みの際は、住民票のある市区町村に必要書類（P 4・5）をご提出ください。様式については、住民票のある市区町村様式でご用意ください。提出された書類は、住民票のある市区町村で受付後、事務手続きを経て茂原市へ郵送されます。郵送期間等が必要になるため、申込締切日（P 8・9）の10日ほど前までにはご提出ください。

9. 一時預かり保育事業について

保護者の就労形態や傷病等により、持続的・緊急的に家庭保育が出来ない方や、育児疲れのリフレッシュをしたい方等が利用することが可能です。

- ◆ 利用場所 茂原市立 鶴枝保育所（一般型）
茂原市立 朝日の森保育所（余裕活用型）
- ◆ 利用できる曜日 月曜日 ～ 金曜日（祝日は除く）
- ◆ 利用できる時間 8：30 ～ 16：30
延長保育（鶴枝保育所のみ）16：30 ～ 17：30
- ◆ 対象
 - ・ 茂原市内に居住の方
 - ・ 生後6か月から小学校就学前までの方
 - ・ 保育所・認定こども園・小規模保育施設の保育部分を利用していない方
- ◆ 利用できる方
 - ・ 就労保育：保護者の就労形態により、継続的に家庭における保育が困難（鶴枝保育所）となる場合
 - ・ 緊急保育：保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむえない事由により、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる場合
 - ・ 私的事由保育：保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を軽減するために一時的に保育が必要となる場合
- ◆ 利用期間
 - ・ 就労保育(鶴枝保育所) = 週3回（月14日以内）
 - ・ 緊急保育 = 週3回
 - ・ 私的事由保育 = 週1回（月4日以内）
- ◆ 利用料金
 - ・ 3歳未満児 2,400円／4時間以上 1,200円／4時間未満
 - ・ 3歳以上児 1,200円／4時間以上 600円／4時間未満
（年齢は4月2日現在の年齢です。）
 - ※ 利用料金は、利用日当日に集金します。
 - ※ 給食の提供を受けた場合、給食費として別途250円がかかります。
 - ※ 鶴枝保育所で16時30分から17時30分の延長保育を利用した場合、別途300円がかかります。
- ◆ 登録方法
 - ① 事前に鶴枝保育所又は朝日の森保育所に電話で予約をお取りください。
 - ② 鶴枝保育所又は朝日の森保育所に来所し、利用登録申請書等の提出をお願いします。
面談を行い、お子さんの健康状態等を確認します。
 - ③ 保育所に提出された申請書等を基に、子育て支援課で審査を行います。審査終了後、『茂原市一時預かり事業利用登録承認（不承認）等通知書』を、保護者宛に発送します。
※ 申請から登録まで、1・2週間程度かかります。

《必要書類》

- ・ 茂原市一時預かり事業利用（登録・登録内容変更）申請書
- ・ 健康状況調査票
- ・ 児童の状況
- ・ 食物アレルギーチェック票
- ・ 保育所で使用する食材の目安
- ・ 緊急連絡先・災害時引き渡し先
- ・ 就労証明書（鶴枝保育所利用の方で、事由が就労の場合）

◆ 申 込 方 法

- ・ 利用申込みは、登録後、利用したい保育所に電話で連絡をください。（土・日・祝日を除く開所日）
- ・ 利用希望日が属する月の前月の10日から利用希望日の前日までにご連絡ください。
- ・ 毎月10日から20日までは翌月の利用日について、調整を行い、後日（毎月20日頃）保育所よりお電話でお知らせいたします。20日以降も随時受付いたします。

◆ 利 用 方 法

- ・ 各月の利用日初日に『一時預かり事業利用申込書』をご記入のうえ、利用保育所にご持参ください。
- ・ 緊急保育・私的理由による保育の場合、利用日当日にご提出いただく場合があります。
 - ※ 登録書類・利用申込書は、茂原市役所子育て支援課・鶴枝保育所・朝日の森保育所に取りに来ていただくか、茂原市公式ウェブサイトからダウンロードすることが可能です。
 - ※ 朝日の森保育所の一時預かり事業は、定員の範囲内で空きがある場合に在園児のクラスに入って保育するため、クラスに空きが無い場合はお預かりできません。
 - ※ お子さんの健康状態や行事など都合によっては預かることが出来ない場合があります。
 - ※ 初日は、慣らし保育として半日のみの利用となります。
- ・ 事前登録、空き状況等の確認、利用予約については、鶴枝保育所 Tel（22）4709 ・ 朝日の森保育所 Tel（22）3126まで（電話受付時間：平日13時～16時）
- ・ 事業のくわしい内容についてのお問い合わせは、子育て支援課 保育係 Tel（20）1573まで

10. もばらファミリー・サポート・センターについて

地域において安心して子育てができるよう、子育てのサポートをしてほしい方（依頼会員）と、サポートしたい方（提供会員）が、それぞれ会員登録して会員相互による育児支援を行います。

- ◆ 依頼会員：おおむね生後6か月～小学校6年生までのお子さんを養育している方
- ◆ 提供会員：心身ともに健康で子育てのサポートをしたいと思っている方
- ◆ 両方会員：依頼会員、提供会員の両方を兼ねることができる方

主な活動：保育施設等の開始前や終了後などの子どもの預かり、保育施設等への子どもの送迎など

利用料金（謝礼）

基本1時間あたり700円。
土日、祝日等は1時間あたり900円。

利用方法

入会希望の方は、入会説明会へ参加をお願いします。
説明会日程については、茂原市公式ウェブサイトを確認するかお電話にてお問い合わせください

お問い合わせ先：茂原市子育て支援課 支援係：Tel（20）1573

1 1. 茂原市内の保育施設

【公立保育所】

施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
茂原市立 東郷保育所	谷本 1795 番地	22-2832	7時30分～19時		○
茂原市立 豊田保育所	ゆたか 38 番地 1	22-5056	7時00分～19時		○
茂原市立 鶴枝保育所	上永吉 1013 番地 1	22-4709	7時30分～19時	○	○
茂原市立 二宮保育所	国府関 1536 番地 1	22-4894	7時30分～19時		○
茂原市立 町保保育所	高師 555 番地 28	22-2544	7時30分～19時		○
茂原市立 朝日の森保育所	茂原 1016 番地	22-3126	7時30分～19時	○	○

【私立保育園】

施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
東茂原保育園	東茂原 13 番地 21	23-6513	7時00分～19時	○	○

【私立地域型保育事業（小規模保育事業）】 ※2歳児クラスまで

施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
はぐくみ	緑ヶ丘 1 丁目 48 番地 11	22-8187	7時00分～19時		○

【公私連携幼保連携型認定こども園】

施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
ほのおかこども園	本納 3302 番地 1	44-6821	7時00分～19時		○
もばら空と杜のこども園	綱島 101 番地 1	47-2880	7時00分～19時		○

【私立幼保連携型認定こども園】

施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
高師保育園	高師 864 番地 1	22-2419	7時00分～19時	○	○

【私立幼稚園型認定こども園】

施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
アップル幼稚園	押日 595 番地	24-6685	7時30分～19時		×

※ 見学については、各施設にお問い合わせください。

市内保育所・認定こども園・小規模保育事業

